

このメールは大田区の配信情報提供サービスに登録されている方に送信しています。

大田区保健所メール 4月号 令和8年3月27日

【 目 次 】

- 1 感染症情報
- 2 食中毒発生状況
- 3 トピックス
 狂犬病予防定期集合注射を実施します
- 4 特集
 食物アレルギー表示の見直し

1 感染症情報

◆感染症の最新情報はこちらから◆

↓↓↓

○大田区「感染症週報」

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/kansen_taisaku/syuuhou.html

◆◆◆感染症流行状況について◆◆◆

都内では2月からインフルエンザ流行警報が発出されています。現在は、B型インフルエンザの報告が中心です。

感染性胃腸炎は第6週(2月2日から2月8日)の16.31をピークに第10週(3月2日から3月8日)は減少傾向ですが、引き続き注意が必要です。

前年と比較して発生数が多くなっていた水痘は第8週(2月16日から2月22日)まで0.23程度と落ち着いていましたが、第10週は0.54と増加に転じています。

◆◆◆麻疹(はしか)について◆◆◆

都内では第4週(1月19日から1月25日)から麻しんの患者報告が続いています。第9週時点で東京都の2023年、2024年の年間報告数に達しています。

空気感染が主たる感染経路ですが、その他に、患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる「飛まつ感染」、およびウイルスが付着した手で口や鼻に触れることによる「接触感染」もあります。感染力が非常に強く免疫をもたない人が感染するとほぼ100%発症します。

発症した人が周囲に感染させる期間は、発症日の1日前から、解熱後3日間を経過するまでの期間とされています。

■症状

典型的には、約10～12日間の潜伏期間の後、38℃程度の発熱及びかぜ症状が2～4日続き、その後39℃以上の高熱とともに発しんが出現します。主な症状は、発熱・発しんの他、咳、鼻水、目の充血などです。

■麻しんを疑った場合の対応

1 医療機関に電話で相談してから受診してください。

2 公共交通機関の利用は控えてください。

3 マスクを着用してください。

予防にはワクチンが有効です。母子健康手帳でワクチン接種歴を確認しましょう。また、定期予防接種の対象となる方は忘れずに接種しましょう。

○東京都感染症情報センター 麻しんの流行状況(2026年)

<https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/diseases/measles/measles/>

○東京都感染症情報センター 麻しん

<https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/diseases/measles/>

○都民向け情報リーフレット(麻しんに注意)

https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/assets/diseases/measles/hitokuchi-joho.pdf?20250501_2

◆◆◆海外へ渡航される皆様へ◆◆◆

海外には日本で発生していない感染症がたくさんあります。海外で注意すべき感染症や発生情報は、各検疫所や外務省のホームページで確認いただけます。

渡航中には、以下の注意点を参考にし、危険を回避しましょう。

- ・生水、氷、カットフルーツの入った食べ物は避けましょう。
- ・食事は、十分に火の通った信頼できるものを食べましょう。
- ・蚊やダニに刺咬されることで、マラリア、デング熱などにかかるリスクがあります。肌の露出を避けるなど服装に注意し、必要があれば虫よけ剤を使うなどしましょう。
- ・動物は、狂犬病や鳥インフルエンザなどのウイルスをもっていることがあります。むやみに近寄ったり、触らないようにしましょう。
- ・咳や発熱、発疹など、なんらかの症状がある方との濃厚な接触は避けるようにしましょう。

帰国後に体調不良を感じた時は、渡航先や滞在期間、現地での出来事（蚊に刺された、動物と接触した等）を必ず伝えた上で、医療機関へご相談ください。

○大田区ホームページ 海外での感染予防

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/kansen_taisaku/infection.html

○厚生労働省 海外へ渡航される皆様へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003.html

2 食中毒発生状況

■大田区の食中毒発生状況

令和8年2月に食中毒は発生していません。

■東京都の食中毒発生状況

令和8年2月に、7件（患者122名）の食中毒が発生しました（令和8年3月15日現在）。食中毒の病因物質はノロウイルス6件（患者121名）、アニサキス1件（患者1人）でした。原因施設はノロウイルスが6件とも飲食店（一般）、アニサキスが不明でした。

○東京都「都内の食中毒発生状況（速報値）」

https://www.hokeniryoku.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/tyuudoku/r7_sokuhou.html

3 トピックス

■狂犬病予防定期集合注射を実施します

▽ 期間 令和8年4月11日（土）～20日（月）

▽ 会場 区内指定動物病院

飼い主には、飼い犬への年1回の狂犬病予防注射と注射済票（今年度は黒地に赤色の犬の足跡のリボン）の装着が義務付けられています。大田区では、狂犬病予防注射と注射済票の交付が一度に受けられる定期集合注射を実施します。

定期集合注射を受けない場合は、6月末までに注射を済ませ、電子申請か地域健康課窓口で注射済票の交付を受けてください。

また、定期集合注射の会場では、マイクロチップを装着していない犬の新規登録も行うことができます。マイクロチップを装着している犬の新規登録については、環境大臣指定登録機関で行ってください。なお、環境大臣指定登録機関へマイクロチップ情報登録をしていただくと、大田区の登録とみなされます。

○大田区ホームページ「令和8年度狂犬病予防定期集合注射」

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/pet_dog_cat/dogother/cyusya.html

○環境省「オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう」

<https://reg.mc.env.go.jp/>

4 【特集】食物アレルギー表示の見直し

食物アレルギーを未然に防ぐために、食物アレルギー表示は重要な情報です。消費者庁では、健康危害の発生を防止する観点から、表示の対象となるアレルゲンについて定期的の実態調査を行っています。その中で食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった原因物質について、特に発症数や重篤度から勘案し、表示の必要性のあるものとして位置付けています。

食物アレルギーの原因物質は、時代の変化と共に変わっていく可能性があるため、実態調査等による科学的な検証を行い、新たな知見や報告が得られれば、適宜、見直しを行っています。

●食物アレルギーとは

食物アレルギーとは、食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質などのアレルゲンを異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすことです。食物アレルギーの主な症状は「かゆみ・じんましん」、「唇の腫れ」、「まぶたの腫れ」、「嘔吐」、「咳・ぜん息（ゼイゼイ・ヒューヒュー）」などです。また「意識がなくなる」、「血圧が低下してショック状態になる」などの重篤な場合もあり、最悪の場合、死に至ることもあります。

食物アレルギーは、人によってその原因となるアレルゲンと、その反応を引き起こす量が異なります。また、同一人であっても体調によって、その反応も変わります。

なお、食物アレルギーは、ヒスタミンによるアレルギー様作用やカフェインによる興奮作用などとは異なります。

●食物アレルギー表示

食品表示法では、容器包装されたアレルゲンを含む加工食品及び添加物や一部生鮮食品が食物アレルギー表示の対象となります。表示の対象となるアレルゲンは、表示が義務付けられている「特定原材料」と表示が推奨されている「特定原材料に準ずるもの」の2種類があります。

●表示の対象となるアレルゲン

令和8年3月16日現在、特定原材料は、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものとして、えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）の8品目があります。また、特定原材料に準ずるものは、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数見られるが、特定原材料に比べると少ないものとして、アーモ

ンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの20品目があります。

○消費者庁「食物アレルギー表示に関する情報」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/

★「手洗い実験キット」の貸し出しをしています

大田区保健所では「手洗い実験キット」の貸し出しを実施しています。普段行う手洗いの状況を目で見て確認することができます。

「手洗い実験キット」の貸し出しを希望される方は、電話またはオンライン申請（LoGoフォーム）による申し込みができます。

【電話の場合】

大田区保健所生活衛生課（5764-0698）にお問い合わせください。

【オンライン申請（LoGo フォーム）の場合】

<https://logoform.jp/form/8BrJ/949830>

詳しくはこちらへ↓大田区のホームページ

○「手洗い実験キット」の貸し出しをしています

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/eisei/shokuhin/ippan/tearai-kit.html>

登録情報の変更・配信停止は以下 URL からお願いします。

<http://hokenjyo.city.ota.tokyo.jp/>

大田区保健所メールにご登録いただき、誠にありがとうございます。また、本メールの内容を充実させていきたいと考えております。

ご質問、ご意見、ご感想を以下のアドレスにお寄せください。

次号は、4月末に配信予定です。

eisei@city.ota.tokyo.jp 担当 高野 水野